リスクマネジメントの目的に関する一考察

徳 常 泰 之

1. はじめに

長期にわたる経済の低成長、景気の低迷やデフレスパイラル。急激な技術革新や急速な環境変化。ボーダレス社会の進展に伴うカントリーリスクの増大。インターネット依存型社会に潜む脆弱性。企業を取り巻くビジネスリスクは深刻化する一方である。他方、個人の視点では、リストラや失業に対する不安、少子高齢化の急速な進展、年金制度や医療制度に対する根深い不信など、やはりリスクに取り囲まれ、深刻化している。

社会構造や家族構造の変化がその底流にあると考えられるが、リスクマネジメントの必要性が増大した時代となったといえる。

今日では、「リスク」や「リスクマネジメント」という用語は、すでに 社会的に認知されたと言えるほど実に多くの方面・分野で用いられること が一般化しており、ありふれた用語になっていると言える。これはリスク の存在が容易に認識されることになった、リスクマネジメントの必要性が 企業、家庭や社会に充分に認識されるようになったことの表れであると言 える。

「リスク」と言う用語については、過去、数多くの研究者がその定義を 試みてきた。しかし、研究者の立場により用語の解釈が異なるため、「リ スク」の統一的な定義がなされることなく今日に至っている。

筆者も「リスク」の概念について、およびリスクに密接な関連性を有す

る「ハザード (hazard)」、「ペリル (peril)」および「クライシス (crisis)」という用語の概念については、はなはだ未熟なものではあるが過去にすでに議論を試みたことがある¹⁾。

本稿ではそこでの議論を土台として、リスクを処理するのは何のためか、「リスクマネジメントの目的」がいかなるものであるのか、なぜリスクマネジメントを導入しようとするのかという点に焦点をあてて、改めて議論を進めていくことにする。

2. リスクマネジメントの実施主体

リスクマネジメントとは何か、非常に奥行きがあり、論者によってもかなり異なったものとなるため簡単に定義できるテーマではないが、本稿において議論を進めていく必要上、簡略した定義をしておくことにする。

リスクマネジメントとは「危険を予知し、その危険を制御し、危険に準備するための管理活動であり、危険の合理的処理とその費用化の活動²⁾」であると定義される。企業などに代表されるある種の組織などが、その活動に必然的に付随して存在する各種のリスクを調査・確認することにより把握し、当該組織などが利用可能なリソースの範囲内で適切な処理手段を選択し、リスクに対処しようとする包括的なプロセスの総称のことである。

その他にも「リスクマネジメントとは、損害発生の可能性にさらされている企業もしくは個人によってなされる論理的手続き³⁾」のことで「損害発生後の救済方法を、損害発生前に計画する戦略⁴⁾」であるとか、「リスクマネジメントは組織が直面している損害発生の可能性を認識し、それに

¹⁾ 拙稿「リスクとクライシスの概念に関する一考察」『危険と管理』第28号1998年

²⁾ 亀井利明「リスクマネジメント理論」中央経済社 1992年 p.13

³⁾ Dorfman, M.S., "Introduction to Risk Management and Insurance" 7th ed., (Prentice Hall, 2002) p.8

⁴⁾ *ibid.*,

対処するためにもっとも適切な手段を選択する過程 50 」であるとか、「リスクマネジメントとは組織もしくは個人にとってリスクによるマイナスの結果を削減するための意思決定 60 」であるとか、「リスクマネジメントとは個人もしくは企業が直面した純粋危険に関する問題に対処するための科学的なアプロー \mathcal{F}^{70} 」であるなど論者によってリスクマネジメントに関する定義はかなり異なったものとなっていることが確認できる。

「リスク」や「リスクマネジメント」という用語が一般化するに伴い, リスクをマネジメントに取り組む実施主体は増加するようになった。

リスクマネジメントを実施しようとする個別経済主体により、その目的 が異なるということも当然のことながらありうる。また実施主体の規模が 異なることにより、同じリスクに対処する場合ではその手段が異なるとい うこともありうる。

リスクマネジメントはその個別経済主体により、大きく3つの分野に区 分することが可能であると考えられる。

実施される個別経済主体(実施主体)によって「家計危険管理(family or personal risk management),企業危険管理(corporate or business risk management),官公庁危険管理(governmental or municipal risk management)⁸⁾」に区分して考えられる。家計危険管理の実施主体は各家計・各家庭であり,企業危険管理の実施主体は各企業であり,官公庁危険管理の実施主体は各官公庁・各地方自治体である。

リスクマネジメントの実施主体が企業、家庭や官公庁などによってもその目的は異なってくる可能性が大いに考えられる。この点については次節

⁵⁾ Rejda, G.E., "Principles of Risk Management and Insurance" 7th ed., (Addison Wesley, 2001) p.42

⁶⁾ Pritchett, S.T., Schmit, J.T., Doerpinghaus, H. I., Athearn, J. L., "Risk Management and Insurance" 7th ed., (West Publishing Company, 1996) p.26

⁷⁾ Vaughan, E. J., Vaughan, T. M., "Fundamentals of Risk and Insurance" 7th ed., (John Wiley & Sons, Inc., 1996) p.32

⁸⁾ 亀井利明「保険総論」同文舘 1987年 p.105

において考察を加える。

・対象危険の変遷

リスクマネジメントというものを考えていく上で、過去に多くの論者が、 リスクマネジメントが対象とする危険を純粋危険もしくは静態的危険に限 定していた。換言すれば、保険管理がリスクマネジメントとして取り扱わ れていたということである。

しかし保険管理だけでは、企業に代表されるような個別経済主体が曝されているすべての種類のリスクを適切にマネジメントすることできるとは 言えない。

リスクをその性質によって、大まかに区分すると「純粋危険 (pure risk/loss only risk)」と「投機的危険 (speculative risk/loss or gain risk)」に分類することができる。

リスクが具現化すると損害のみを発生させるリスクが、純粋危険(loss only risk)である。リスクが具現化すると損害もしくは利潤を発生させるリスクが、投機的危険(loss or gain risk)である。

一般的に大数の法則を適用することが可能であり、保険という制度を利用することによるリスク処理が可能と考えられているリスクは純粋危険である。ごく一部の例外を除いて、保険は投機的危険の処理になじまないと考えられる。損失を蒙る可能性もあれば利潤を得る可能性もある投機的危険の処理を保険で行うことは、保険の本旨から見て不適切であるといっても過言ではない。

また、純粋危険の処理に一般的に利用される保険も、リスクマネジメントを遂行する上で、必ずしも万能なツールであるとは断言できない。保険が必ずしもリスクマネジメントの手段として万能ではないということは、純粋危険のみを対象とする保険管理型のリスクマネジメントには、弱点とする点が当然ながら存在するということである。

保険管理型リスクマネジメントの弱点を具体的に見ると、保険そのもの

が用意されていない危険、付保することができない危険、付保することが適切でない危険、保険では担保されていない危険には対処できない (availability) という弱点。また、危険の処理手段として保険が用意されてはいるものの、保険料が高すぎるため、充分な効用が見込めないと考えられるために利用することができない(affordability)という弱点である。

このような弱点が存在するため保険は「リスクファイナンシングに関する問題解決のために利用することができるひとつの手段に過ぎない⁹⁾」という位置づけが妥当である。

またリスクマネジメントの過程においては「潜在的危険をも取り扱う¹⁰⁾」必要がある。なぜなら、顕在化したリスクだけが、すべてのリスクの存在ではないためである。対処するリスクが当該個別経済主体にとって、リスクが顕在的なものであるか、潜在的なものであるかは不問である。

純粋危険のみを対象とするリスクマネジメントでは、組織にとって充分な効果は期待できない。リスクマネジメントが対象とする危険は「単なる一過性のものだけでなく、持続的なものを含んで戦略的要因を加味しなければ、本来の企業防衛、倒産防止といった目的にそぐわなくなってきた¹¹⁾」ということである。

この点にリスクマネジメントの対象危険を純粋危険のみならず投機的危険にまで拡大する必要性,「保険外管理の必要性¹²⁾」が認められるということである。

・リスクマネジメント担当者の変遷

当初,リスクマネジメントが対象としていたのは純粋危険の適切な管理であった。純粋危険(静態的危険)の管理にもっとも一般的でかつ適切な

⁹⁾ Dorfman op cit., p.43

¹⁰⁾ *ibid*..

¹¹⁾ 亀井 前掲「リスクマネジメント理論」p.12

¹²⁾ 同上書

手段は「保険の有効活用」である。

保険を有効活用するということは、いかにして保険にかかる費用、保険料を節約し、保険事故が発生したためその保障を受ける場面において最大限の効用を得ることができるようにするかという点に主眼が置かれることになる。

当該組織にとって、「純粋危険を取り扱うことに対する関心が大きくなると、専門化した機能となる¹³⁾」ことは必然であり、専門化した機能をこなす担当者は一般に「保険管理者」と呼ばれることとなった。

つまり、当初の主たるリスクマネジメントの担当者として適切と考えられる者は保険購入担当者(insurance buyer)であった。またさらに保険購入担当者の上司として位置づけられる保険管理者(insurance manager)もリスクマネジメントの担当者として適切と考えられる者であった。

リスクマネジメントが保険管理と同義であった時代は、リスクマネジメントの担当者を保険購入担当者や保険管理者とすることで充分に機能していた。

ところがリスクマネジメントの対象危険が純粋危険から投機的危険にまで、時代の流れとともに拡大するようになっている。これは組織を取り巻いている環境の急速な変化に伴うリスクの多様化と深刻化がその一因として考えられる。従来では考えられなかったタイプのリスクが、時代の流れ、技術の進展に伴い顕在化するようになってきた。

つまり、保険管理をすべてとするリスクマネジメントでは不十分となり、リスクマネジメントの担当者も保険購入担当者や保険管理者だけでは充分に機能しない状況になってきたということである。リスクマネジメントが「保険管理と混同されるべきものではない¹⁴⁾」ということになり、保険管理はリスクマネジメントの単なる一側面に過ぎないというように変化して

¹³⁾ Riegel, R., Miller, B.S., "Insurance Principles and Practices" 5th ed., (Prentice—Hall, Inc., 1966) p.22

¹⁴⁾ Rejda *op cit.*, p.42

きた。

そのため、より幅広く危険を管理する立場の人間が求められることになり、リスクマネジメント担当者の位置づけがライン部門からスタッフ部門へと移管していくことになった。

「保険管理者」の職務の拡大により「危険管理者(リスクマネジャー)」という名称に変化し、リスクマネジメントを行うようになった¹⁵⁾。危険管理者には「純粋危険のみならず、投機的危険も高い権限を持って取り扱う¹⁶⁾」ことが求められる。

このような担当者の変遷はリスクマネジメントの実施主体にとって,リスクマネジメントの重要性が高まり,それが認知されてきたことを端的に表していると考えられる。重要性が高まり,認知されてくるにつれて,組織の中でリスクマネジメントを担当する部署・担当者がより上層部へと変わってきたと考えられるからである。

最近では、役員を企業危険管理最高責任者(chief risk officer: CRO)として任命するケースもある。

このようなスタッフ部門へと担当者の変遷は、スタッフ部門におけるリスクマネジメントの重要性が増加したことを如実に物語っていることになるが、ライン部門におけるリスクマネジメントの重要性が減少したというわけではない。

3. リスクマネジメントの目的

それでは、リスクマネジメントの目的とはいったい何であろうか。何の ために各実施主体はリスクマネジメントを組織内に導入しようとするので あろうかという点に焦点を当てて本節では議論を進めていきたい。

¹⁵⁾ Riegel *op cit.*, p.22

¹⁶⁾ ibid...

リスクマネジメントの目的についての定義、見解は論者によってかなり 異なったものとなっている。

本稿では、まずリスクマネジメントの目的を「全般的目的」と「個別的目的」に区分した上で、個別経済主体ごとのリスクマネジメントの目的を 考察してみる。

3-1 全般的目的

リスクマネジメントの目的の中で、全般的目的の一つ目としてあげられるものは「リスクコストの最小化」である。リスクマネジメントは「リスクに関する「費用」を削減するマネジメント¹⁷⁾」であるとする考え方である。

「予期される損害に関するコストを最小化することがリスクマネジメントの第一の目的¹⁸⁰」であるとも言える。つまり不必要なリスクコストの削減を図る一方で、損害が発生した際の損失を最小化することがリスクコストの最小化である。財務面における負の影響の最小化ということである。

リスクコストとは、組織がリスクマネジメント・プロセスを遂行していく上で必要となる各種の費用のことである。Pritchettによるとリスクコストとして具体的に考えられるものは4種類存在すると考えられる。

リスクコストは「1. 損害管理 (loss control), 2. 機会損失 (lost opportunity), 3. 心理的費用 (psychological costs), 4. 損害の財務化 (financing of losses)の4種類および実際に生じた損害(actual losses)¹⁹⁾」に分類される。

1. の「損害管理」とは、損害を減らすためにリスクを処理するための費用のことである。2. の「機会損失」とは、製造物責任など損害賠償を

¹⁷⁾ Pritchett op cit., p.26

¹⁸⁾ Baglini, N.A., "Risk Management in International Corporations" 1st ed., (Risk Studies Foundation, 1976) p.3

¹⁹⁾ Pritchett op cit., p.26

求める訴訟を提起されるなど不安が存在するために利益を獲得する機会を失う恐れがあり、また消費者は必要な製品を手に入れることができなくなるという負の影響を及ぼすということである。 3. の「心理的費用」とは、不安な気持ちが機会損失につながり、否定的な感情が追加的損失を生み出すということである。4.の「損害の財務化」とは、リスクを保険などにつけてリスクを処理するための費用のことである。

組織がリスクマネジメント・プロセスを遂行していく上で必要となるリスクコストは、事故発生前の損害発生防止対策に必要な費用と事故発生後の損害填補、負の影響の最小化に必要な費用とに分類することができる。前者はリスクコントロールに必要な費用、後者はリスクファイナンスに必要な費用である。

前述したが、伝統的なリスクマネジメントの対象は純粋危険のみであった。その意味では、「伝統的なリスクマネジメントの目的は企業の純粋危険に関するコストを最小化すること²⁰⁾」と限定された目的となる。

リスクマネジメントを遂行する過程で、リスクコストの削減というよう に財務的側面を重視することをその目的とすることについては、一定の意 義は認められるのではないかと考えられる。

しかし、リスクマネジメントの目的を「リスクコスト」に限定するということでは、「損失財務の最小化といった財務的側面に限られたものかどうか²¹⁾」という疑問が生じることになる。なぜなら、目的をリスクコストに限定するということでは、「結果としての損失の確定にいたる原因と、そのプロセスは無視されたまま²²⁾」になると考えられるからである。

全般的目的の二つ目としてあげられるものは、「企業価値の最大化(value maximization)」である。リスクマネジメントの目的を「営利を追求する

²⁰⁾ Trieschmann, J. S., Gustavson, S. G., Hoyt, R. E., "Risk Management and Insurance" 11th ed., (South-Western College Publishing 2001) p.11

²¹⁾ 植藤正志「現代リスク・マネジメント論」税務経理協会 2000年 p.16

²²⁾ 同上書

企業のリスクマネジメントの目的は価値の最大化²³⁾」であるとする考え方である。

企業価値の最大化という目的は「企業が株価を上昇させるべく意思決定を行う、つまり株主の価値を最大化するという現代のファイナンス理論ではもっとも基本的な主張²⁴⁾ | であるとする考え方である。

しかし、企業価値の最大化するということが直接的に株主価値を最大化 することにつながるのかどうかという点にこの説の疑問点が残ると考えら れる。

また、営利企業以外の組織が主体となった場合について、この目的が必ずしも妥当するというわけではないと考えられる。この点にこの説の限界があると考えられる。

ここで「企業価値とはなにか」ということについて若干言及しておきたい。「企業価値」という言葉の意味は非常に幅広いものがある。財務指標に軸足を置いた経営財務企業価値、資本市場に軸足を置いた資本市場企業価値(株価をベースとした時価総額:株価×発行済株式数)などさまざまな観点から「企業価値」を考察することが可能である。

経営財務企業価値や資本市場企業価値以外にも企業価値の向上に関してはさまざまな視点がある。ステークホルダー(利害関係者)の多様性と重層性をその考慮に入れるものもある。この説の場合、ステークホルダーとして考えられる範囲は広いものになる。株主、投資家、債権者、金融機関、顧客、サプライヤー、従業員、地域社会、政府・自治体などがステークホルダーの範疇に入ると考えられる。

ステークホルダーの範疇があまりにも多様化・重層化したため、ステークホルダーにとってのメリット・デメリットが錯綜するという状況も一方では生じている。

²³⁾ Harrington, A. H., Niehaus, G. R., "Risk Management and Insurance" 1st ed., (McGRAW-Hill, 1999) p.18

²⁴⁾ *ibid*...

全般的目的の三つ目としてあげられるものは社会的責任を果たすための 「倒産防止」である。

企業の社会的責任については、数多の議論がある。企業の社会的責任と は「古典的な意味においては株主利益の保証、債権者の保護、両者の利害 調整25) | ということであった。

企業の社会的責任は「①株主に対する責任、②債権者・取引先に対する 責任,③国家・地方公共団体に対する責任,④従業員に対する責任,⑤消 費者に対する責任. ⑥地域社会に対する責任261 などに類別することがで きる。個別経済主体ごとに対する社会的責任の種類は異なったものとなる が、「中心的なものは倒産回避、雇用増進および福祉向上、利益還元、社 会的不利益排除 $^{27)}$ 」などであると考えられる。

企業は「サバイバルすることによってのみその社会的責任を果たすこと ができる28) |と考えられる。組織とりわけ企業に課せられた社会的責任はサ バイバルする、倒産を防止することによって果たすことができる。企業が 倒産してしまえば、いかに高邁な社会的責任を掲げていてもまったく意味 を成さない。この点「企業は倒産回避責任を負っている29)」と考えられる。

企業が倒産回避責任を履行し、社会的責任を果たすためには、「企業は リスクマネジメントを実施し、適正利潤を確保していかねばならない30) ということである。

そのため、「リスクマネジメントは決して企業成長や収益増大を志向し た攻撃のマネジメントではなく、企業保全や現状維持のための企業防衛の マネジメント³¹⁾ | であると位置づけることが適切である。

²⁵⁾ 亀井 前掲「リスクマネジメント理論」p.89

²⁶⁾ 同上書 p.90

²⁷⁾ 同上書

²⁸⁾ 同上書 p.13

²⁹⁾ 同上書

³⁰⁾ 同上書

³¹⁾ 同上書 p.12

リスクマネジメントは企業保全、現状維持を目的とする企業防衛のためのマネジメントであるため、その自体は「積極的に収益や利益の増大には機能しない³²⁾」ということになる。しかし、「実際の損失や費用を削減することにより、利益を増加させる³³⁾」という側面を有している。

リスクマネジメントの目的は「倒産防止にあり、企業経営の維持管理ないし保全管理にある³⁴⁾」と判断できる。換言すれば、リスクマネジメントの目的は企業倒産からの防衛戦略であり、倒産危険の科学的管理である³⁵⁾。

全般的目的の3つ目の「倒産防止」と2つ目の「企業価値の最大化」は 表裏一体の関係にあると考えられる。

倒産防止を目的として行われるさまざまなリスクマネジメント的措置・ 意思決定が、結果として企業価値向上に寄与し、企業価値向上を目的とし て行われるさまざまなリスクマネジメント的措置・意思決定が、結果とし て倒産防止に寄与していると考えられるからである。

3-2 個別的目的

次にリスクマネジメントの目的の中で、個別的目的に焦点を当てて考察 を加えていくことにする。

全般的目的はリスクマネジメントを実施する主体の組織全体に共通する 究極の目的であるのに対し、個別的目的は組織が直面するそれぞれの状況 に応じて、細分してリスクマネジメントの目的を見出そうとするものであ る。

リスクマネジメントの個別的目的は、「損害発生前の目的 (pre-loss objectives) と損害発生後の目的 (post loss-objectives) および損害発生

³²⁾ 同上書 p.13

³³⁾ Williams, C. A., Heins, R.M. "Risk Management and Insurance" 6th ed., (McGRAW-Hill, 1989) p.18

³⁴⁾ 亀井 前掲「リスクマネジメント理論」p.12

³⁵⁾ 同上書

前・損害発生後に共通する目的36)」というように、その段階に応じて3種 類に分類することが可能である37)。以下、これらの3種類の目的について 考察を加えておくことにする。

- A. 損害発生前の目的 pre-loss objectives
 - (1)経済性 事故発生前のリスクマネジメント対策の経済性を求めるも のである
 - (2)不安な気持ちや心配を受容可能なレベルに引き下げる
- B. 損害発生後の目的 post-loss objectives
 - (1)企業の生存 全般的目的とも重複することになるが、損害が発生し たとしても、倒産だけは絶対に避けなければならない. 存続しなければならない
 - (2)収益の確保 予期できない損害が発生したとしても収益やキャッシ ュフローを確保するため、その影響を限定的にする
 - (3)操業の継続 損害が発生してことが原因となり、操業停止に追い込 まれたとしても. 最小限の操業停止で通常の操業の状 態にすぐに戻せるようにする
 - (4)継続的な成長 「生存」や「収益の確保」などの目的を達成するた めには、企業は継続的に成長していかなくてはなら ない
- C. 損害発生前·損害発生後に共通する目的
 - (1)よき企業市民であること/社会的責任を果たすこと
 - (2)国家などに求められる法令や義務の遵守、コンプライアンス

3-3 個別経済主体ごとのリスクマネジメントの目的

前節において、リスクマネジメントはその個別経済主体により、大きく

³⁶⁾ Williams & Heins op cit., p.22

³⁷⁾ この点についてpre-loss objectivesとpost-loss objectivesの2つに区分する説もあ る。

3つの分野に区分することが可能であるとし、「家計危険管理」、「企業危険管理」および「官公庁危険管理」に区分した。ここではさらに「民間非営利団体危険管理(NPO)」もしくは「非政府組織危険管理(NGO)」についても簡単に触れておく。

以下、個別経済主体ごとにリスクマネジメントの目的を考察していく。

①企業 企業危険管理 (corporate or business risk management)

企業危険管理の最大の目的は、リスクマネジメントの全般的目的を考察する際にも触れたが、企業倒産の回避である。それ以外の個別的な目的について考察していく。企業向けのリスクマネジメントの目的は5つのパートに区分して考えることが可能である³⁸⁾。

- 1 企業の生 (survival), と死 (failure), 存続と倒産を線引き
- 2 企業収益に直接的に貢献
- 3 企業収益に間接的に貢献
 - 3-1 純粋危険をコントロールできることによる安心感·自信(ここから 新規事業への挑戦意欲につながる)
 - 3-2 判断の質を向上させる
 - 3-3 適切な純粋危険の取り扱いは適切な投機的危険の取り扱いにもつながる
 - 3-4 リスクマネジメントは年間利益やキャッシュフローの変動の幅を削減可能になる
 - 3-5 事前の準備により、損害から企業を守り、事業を継続させることができる
 - 3-6 人的・物的資源の提供と成長への動機付けになる
 - 3-7 債権者・顧客・供給業者は取引しやすくなる
- 4 安心感は価値のある非経済的資産によい影響を与える
- 5 リスクマネジメント計画は企業の損害の影響を受ける従業員などにも

³⁸⁾ Williams & Heins op cit., p.19

有益

②家計 家計危険管理(family or personal risk management)

家計危険管理の目的は、家庭生活の経済面での崩壊を防止することがその目的として考えられる。経済面の破綻を招致させる可能性のある各種のリスクに対し、適切な危険処理手段で対処することである。家計の場合にも企業向けと同様に5つのパートに区分して考えることが可能である³⁹⁾。そのほか、家計にとってのリスクマネジメントの特徴は保障内容を変えることなく保険料を節約したりすること、健康管理、財産管理や被訴訟リスクなども含まれることになる。

ただし、各家庭の安定した生活を阻害する危険は経済的リスクに限定されるとは限らない。そのため、家計危機管理の目的を単純に経済面だけでの破綻とすることについては異論もある点を指摘しておく。

③官公庁 官公庁危険管理(governmental or municipal risk management) 官公庁危険管理の目的は、企業や家庭の場合とは異なる側面を有している。官公庁危険管理の場合には社会的コストを削減する、つまり「効率性の追求」がその目的として前面に出てくることになる。

また、企業倒産に相当する官公庁の「財政破綻の回避」も求められると 考えられる。官公庁が財政的に破綻すると、本来受けることができるはず の各種の住民サービスを受けることができない、もしくはサービスレベル の低下という事態を生じさせることになりかねないためである。

④NPO (民間非営利団体) もしくはNGO (非政府組織) NPO危険管理/NGO危険管理 (non profit organization or non government risk management)

官公庁におけるリスクマネジメントの場合と同様に「効率性の追求」および「財政破綻の回避」が、NPOもしくはNGOにとってのリスクマネジメントの目的になると考えられる。

4. おわりに

ここまで本稿では「リスクマネジメントの目的」とは何かという点に焦 点を当てて、考察を進めてきた。

多くの論者が定義していたリスクマネジメントの目的では、リスクマネジメントの対象となる危険は純粋危険に限定されていた。リスクマネジメントの目的から、投機的危険は除外されていたということである。

投機的危険の除外が意図的なものなのかどうかの判断は、非常に困難な 作業である。

しかしながら、リスクマネジメントの対象から投機的危険を除外したままでは、仮にリスクマネジメントを個別の実施主体が導入したとしても、 その効果が充分に得られるとは考えられない。

リスクマネジメントを個別に実施する経済主体が囲まれているリスクは、純粋危険に限定されるわけではなく、当然そこには無数の投機的危険も存在するからである。リスクマネジメントが対象とする危険は、個別の実施主体を取り巻く危険全般でなければならない。当然、顕在化している危険に対処するだけでは不十分である。潜在化している危険までを幅広くその対象としなければならない。

実施主体が取り巻かれているリスクを全般的に,かつ適切に対処しなければ,リスクマネジメントを実施する目的,意味,効果はなくなる。

よって、リスクマネジメントの目的として純粋危険のみを対象とするものは、リスクマネジメントの目的としては不適切なものであるといわざるをえない。

本稿では、リスクマネジメントの目的を「全般的目的」と「個別的目的」 に区分した上で、考察を加えてきた。

実施主体には全般的なリスクマネジメントの目的が存在し、その先に個 別のリスクに対処するための細分化されたリスクマネジメントの目的が存 在する。リスク処理手段が、それぞれに目的を持って存在すると考えられる。いかなる目的であったとしても、個別経済主体の目的に適合していなければならないと考えられる。

すべての場合,すべての実施主体に共通するリスクマネジメントの目的を定義することは非常に困難である。そのため、本稿で「リスクマネジメントの目的」に最終的な結論を出すことはできないという点で、はなはだ不完全なものであることは否めない。

しかし、リスクマネジメントの究極的な目的は「実施主体を破綻という 最悪の状態にならないように防衛すること」であると定義することは可能 であると考えられる。

また、最近では全般的目的の二つ目として取り上げた、「企業価値の最大化」という側面では、リスクマネジメントの機能を防衛的なものから、より積極的に攻撃的なものへと転換していく動きもある。

この動きは今後, リスクマネジメントを考えていく上で, 重大な転換点になる可能性がある。この点については今後の目標として引き続き考察していきたい。

引用・参考文献一覧

亀井利明 「危険管理論」中央経済社 1984年

亀井利明 「保険総論」同文舘 1987年

亀井利明 「リスクマネジメント理論」中央経済社 1992年

植藤正志 「現代リスク・マネジメント論」税務経理協会 2000年

Mehr, R.I., Hedges, B.A., "Risk Management in the Business Enterprise" 1st ed., (Richard D. Irwin, INC., 1963)

Williams, C.A., Heins, R.M. "Risk Management and Insurance" 2nd ed., (McGRAW – Hill, 1971)

Williams, C.A., Heins, R.M. "Risk Management and Insurance" 6th ed., (McGRAW-Hill, 1989)

Williams, C.A., Smith, M.L., Young, P.C., "Risk Management and Insurance" 7th ed., (McGRAW-Hill, 1995)

Dorfman, M.S., "Introduction to Risk Management and Insurance" 5th ed., (Prentice

- Hall, 1994)
- Dorfman, M.S., "Introduction to Risk Management and Insurance" 6th ed., (Prentice Hall, 1998)
- Dorfman, M. S., "Introduction to Risk Management and Insurance" 7th ed., (Prentice Hall, 2002)
- Vaughan, E. J., Vaughan, T.M., "Fundamentals of Risk and Insurance" 7th ed., (John Wiley & Sons, Inc., 1996)
- Pritchett, S.T., Schmit, J.T., Doerpinghaus, H.I., Athearn, J.L., "Risk Management and Insurance" 7th ed., (West Publishing Company, 1996)
- Rejda, G. E., "Principles of Risk Management and Insurance" 7th ed.. (Addison Wesley, 2001)
- Harrington, A. H., Niehaus, G.R., "Risk Management and Insurance" 1st ed., (McGRAW -Hill, 1999)
- Trieschmann, J. S., Gustavson, S. G., Hoyt, R.E., "Risk Management and Insurance" 11th ed., (South-Western College Publishing 2001)
- Crockford, N., "An Introduction to Risk Management" 1st ed., (Woodhead-Faulkner, 1980)
- Baglini, N. A., "Risk Management in International Corporations" 1st ed., (Risk Studies Foundation, 1976)
- Riegel, R., Miller, B.S., "Insurance Principles and Practices" 5th ed., (Prentice Hall, Inc., 1966)
- Green, M. R., "Risk and Insurance" (South-Western Publishing, 1962)
- Green, M. R., Trieschmann, J. S., Gustavson, S. G., "Risk and Insurance" 8th ed., (South –Western Publishing, 1992)
- Frenkel, M., Hommel, U., Rudolf, M., "Risk Management Challenge and Opportunity" (Springer 2000)
- Focardi, S., Jonas, C., "Risk Management: Framework, Methods, and Practice" (Frank J. Fabozzi, 1998)
- Green, B., "Risk Behavior and Risk Management in Business Life" (Kluwer Academic Publishers, 2000)